

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算（暫定予算を含む）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和8年2月5日

分任支出負担行為担当官

鹿島港湾・空港整備事務所長 黒瀬 康夫

1. 調達内容

- (1) 契約件名 令和8年度 鹿島港他車両管理業務
(電子調達対象案件)
- (2) 調達案件の仕様等 別冊仕様書による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 別冊仕様書による
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子調達システムの利用 本案件は、証明書等の提出・入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出するものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（再審査を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港官第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (7) 電子調達システムによる場合は、電子認証（電子証明書）を取得していること。

(8) 下記①から③いずれかの条件を満たし、④に該当する車両管理責任者及び車両管理責任者代理を本業務に配置できること。（なお、年数の計算においては、特に定めのない限り、令和8年2月1日現在を基準とする。）

- ① 道路交通法第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受け、1年以上の運転管理の実務経験を有する者
- ② 3年以上の運転管理の実務経験を有する者
- ③ 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に定める運行管理者の資格を有し、1年以上の運転管理の実務経験を有する者
- ④ 関東地方整備局管内に常駐できる者

注）運転管理の実務とは、「自動車の運転手に対し、運転について指示、指導し監督すること」をいう。

(9) 下記①～④すべての条件を満たす車両管理員を本業務に配置できること。（なお、年数の計算においては、特に定めのない限り、令和8年2月1日現在を基準とする。）また、常に運行できる体制をとるべき車両の台数は、2台とする。

- ① 普通自動車運転免許を取得し、免許を受けていた期間が3年以上の者
- ② 令和3年4月1日以降に自動車の運転を業務としていたa)又はb)の実務経験を有する者
 - a) 人員輸送の業務経験を1年以上有する者
(令和8年3月31日現在で1年を経過するものを含む)
 - b) a)以外の業務経験を3年以上有する者
- ③ 車両の運行等に支障のない健康状態であることを証明できる者
なお、証明とは医師による健康診断書（提出前1年以内に作成された健康診断書）に基づく受注者の誓約による証明をいう。
- ④ 年齢が70歳未満の者（65歳以上の者は適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）※を受診し、運転に支障が無いことを受注者が証明すること。）（令和8年4月1日現在）
※適齢診断については業務開始の1年以内に受診していることを条件とする。

なお、落札予定者は、上記の要件（①～④）を証明できる資料について、令和8年3月24日までに提出すること。

(10) 業務を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

3. 入札書の提出先等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒314-0021 茨城県鹿嶋市栗生2254

関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所 総務課 契約審査係
電話 0299-84-7715

(2) 電子調達システムのアドレス及び問い合わせ先

電子調達システム：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

問い合わせ先：3. (1)と同じ

(3) 入札説明書の配布期間及び配布方法

下記（ア）、（イ）の配付期間、場所及び方法で配付する。

（ア）入札説明書を電子調達システムにより配付する。

配付期間は 令和8年2月5日から令和8年3月10日まで

(イ) 上記（ア）によりがたい場合は3. (1) の場所で配付する。
配付期間は 令和8年2月5日から令和8年3月10日の土曜日、日曜日
及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
(ただし 令和8年3月10日は入札書締切予定時刻である16時00分まで)

(4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限

令和8年2月24日 12時00分

(5) 電子調達システムによる入札書及び紙入札、郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による入札書の受領期限

令和8年3月10日 16時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和8年3月11日 13時30分

茨城県鹿嶋市栗生2254

関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所 入札室

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 競争参加資格の申請の時期及び申請先

「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている時期
及び申請先にて受け付ける。

(4) 入札者に要求される事項

(ア) 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）とともに
分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に示す役務を履行できることを証明
する書類を作成し、上記3. (4) の受領期限までに上記3. (2) に示すURLに
電子調達システムを利用して提出しなければならない。

(イ) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等とともに、分任支出負担行為
担当官の交付する入札説明書に示す役務を履行できることを証明する書類を作成
し、上記3. (4) の受領期限までに上記3. (1) に示す場所に提出しなければ
ならない。

なお、(ア)、(イ)いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負
担行為担当官（補助者含む）から証明する書類等に関する説明を求められた場合には、
それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行し
なかつた者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも
って有効な入札を行つた者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に
適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結す
ることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認め
られるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低価格
をもつて入札した者を落札者とすることがある。

また、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を定め
た場合において、調査基準価格を下回る場合、予決令第86条の調査を行うものとする。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

- (9) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約（不落隨契）には移行しない。
- (10) 本入札の競争参加資格は、上記2. (2)に掲げる入札参加資格の申請を行い受理されている者で、開札の時までに決定がなされる者であることが条件となり、開札の時までに入札参加資格の決定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札を無効にする。
- (11) 落札決定及び契約締結予定日は令和8年4月1日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。
なお、この場合であっても上記1. (3)に記載の履行期間は令和8年4月1日からとする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (12) 詳細は入札説明書による。